

若桜町監発第4号
平成31年4月26日

若桜町長 矢部 康 樹 様
若桜町議会議員 川 上 守 様

若桜町監査委員 藤 原 重 明

若桜町監査委員 山 本 安 雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 平成31年4月26日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 総務課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 平成31年度若桜町職員研修計画について
 - 財産管理台帳（土地図面、物品を含む）
 - 鳥取県町村退手組合の状況及び将来負担について
 - 所管事務の状況について
 - 財務書類（公会計による決算書とその分析）について
- 4 監査の着眼点
 - 職員研修は、適切に行われているか。
 - 財産管理は、適切に行われているか。
 - 平成29年度決算財務書類（公会計）は、適切に作成されているか。
- 5 監査の結果
 - 財産管理台帳について
システムに移行中とのことであるが、一部不備が認められた。また、若桜鉄道の車両は、水戸岡氏のデザインにより「昭和」、「八頭」など、経費を費やして改修が実施されているものの、無償譲渡を受けたままでその価値を計上していない。資本的価値が発生しており、改修費用分を計上すべきである。

○公会計に基づく29年度決算について

地域の平均や類似団体との比較がなされており、過去の決算とは違った角度から町の状態が表されている。完成型といえないまでも、将来世代への負担などが分析されている。職員研修により、今後更に精緻な係数による決算書を作ることで、今後の町政へ反映されることを期待する。

以上